

新型インフルエンザ等感染症地域医療体制整備事業実施要綱

19 福保健感第 795 号
平成 20 年 3 月 31 日

最終改正 7 保医感医第 1046 号
令和 8 年 3 月 23 日

（事業の目的）

第 1 本事業は、新型インフルエンザ等の感染症患者に対する医療に関して、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号。以下「感染症法」という。）第 6 条第 14 項に定める第一種感染症指定医療機関及び同条第 15 項に定める第二種感染症指定医療機関の所在地を基準とする地域（以下「ブロック」という。）において、新型インフルエンザ等の大流行に際して、健康被害を最小限に抑えるために、適切な医療を提供する体制の整備を促進することを目的として実施する。

（実施主体）

第 2 本事業は東京都が実施する。

（ブロック構成）

第 3 ブロックの構成は、別表のとおりとする。

（事業内容）

第 4 東京都は、第 1 の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

一 協議体の設置及び運営

地元区市町村、感染症指定医療機関、地区医師会等関係者の緊密な連携の下、新型インフルエンザ等に対応する地域医療体制の整備を進めるための協議体（以下「ブロック協議会」という。）を各ブロックに設置し、運営する。ただし、多摩地域においては、新たに協議体を設置せずに、既存の協議体をもって本協議体に代えることができるものとする。

二 研修会等の実施

医療機関等、新型インフルエンザ対策に取り組む必要のある関係者に対し研修会等を開催するなど、新型インフルエンザ対策のための適切な知識の付与を目的とした普及啓発を行う。

三 訓練の実施

発生時において適切な医療提供及び防疫活動を行う体制を整備するとともに、広域的な医療連携体制の強化を図るため、ブロック協議会の構成員を中心に、発生時対応訓練を実施する。

（ブロック協議会の所掌事項）

第 5 ブロック協議会は、第 1 の目的を達成するため、ブロックにおいて次の事項について協議を行う。

- 一 医療提供体制の確保及び整備に関すること。
- 二 医療資器材の確保に関すること。

- 三 患者の搬送に関する事。
- 四 新型インフルエンザ発生時対応訓練に関する事。
- 五 新型インフルエンザ等対策のための研修に関する事。
- 六 その他、新型インフルエンザ等対策に関して必要な事項

(ブロック協議会の構成員)

第6 ブロック協議会は、次の各号に掲げる者をもって構成する。ただし、各開催時における参加者は、協議事項に応じて判断することができるものとする。

- 一 都保健所
 - 二 ブロックを構成する区市町村
 - 三 感染症指定医療機関(感染症法第6条第12項に規定する感染症指定医療機関のうち、「特定感染症指定医療機関」、「第一種感染症指定医療機関」及び「第二種感染症指定医療機関」に限るものとする。)
 - 四 協定締結医療機関(感染症法第36条の3第1項に規定する医療措置協定を東京都と締結する医療機関)
 - 五 地区医師会
 - 六 地区歯科医師会
 - 七 地区薬剤師会
 - 八 東京消防庁
 - 九 その他の関係機関
- 2 前項第四号に掲げる協定締結医療機関については、当該ブロックにおける医療提供体制等を踏まえ、都が必要に応じて選定した医療機関とする。

(ブロック協議会の委員の任期)

- 第7 ブロック協議会の委員の任期は2年間(途中補充の場合は残任期間)とする。ただし、他の委員の任期の途中で新たに委員を委嘱する場合等、特別な理由があるときは、2年以内とする。
- 2 委員が欠けた場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(ブロック協議会の開催)

- 第8 ブロック協議会の開催回数は年1回又は2回とする。
- 2 ブロック協議会は原則公開とする。ただし、東京都情報公開条例第7条に掲げる不開示情報を取り扱う場合は非公開とする。

(ブロック協議会の実施方法)

- 第9 第4に掲げる事業のうち区部のブロックで実施するものは東京都が行い、多摩地域及び島しょのブロックで実施するものについては、都保健所が行う。
- 2 この事業に必要な経費については、予算の範囲内において、別に定める。

(東京都感染症対策連携協議会医療体制協議部会との連携)

- 第10 本事業の実施にあたっては、東京都感染症対策連携協議会医療体制協議部会(東京都感染症対策連携協議会設置運営要綱(令和5年6月29日付5福保感計第425号)第7条の規定によるもの。)と連携を図るものとする。

(その他)

第 11 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、感染症対策部長が決定することとする。

附 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21 年 7 月 7 日付 21 福保健感第 176 号）

この要綱は、平成 21 年 7 月 7 日から施行する。

附 則（平成 23 年 6 月 16 日付 23 福保健感第 203 号）

この要綱は、平成 23 年 6 月 16 日から施行する。

附 則（平成 29 年 4 月 21 日付 29 福保健感第 64 号）

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日に遡及して適用する。

附 則（令和 2 年 3 月 13 日付 31 福保健感第 2040 号）

この要綱は、令和 2 年 3 月 13 日から施行する。

附 則（令和 4 年 7 月 26 日付 4 福保感事第 1468 号）

この要綱は、令和 4 年 7 月 26 日から施行する。

附 則（令和 5 年 6 月 27 日付 5 福保感事第 793 号）

この要綱は、令和 5 年 5 月 8 日に遡及して適用する。

附 則（令和 6 年 8 月 28 日付 6 保医感一第 419 号）

この要綱は、令和 6 年 8 月 28 日から施行する。

附 則（令和 8 年 3 月 23 日付 7 保医感医第 1046 号）

この要綱は、令和 8 年 3 月 23 日から施行する。

ブロック構成表

別表

	区 名	二次保健医療圏	第一種・第二種 感染症指定医療機関
1	区東部 ブロック	墨田区 江東区 江戸川区	地方独立行政法人 東京都立病院機構 東京都立墨東病院
2	区中央部・ 区東北部 ブロック	千代田区 中央区 港区 文京区 台東区 荒川区 足立区 葛飾区	地方独立行政法人 東京都立病院機構 東京都立駒込病院
3	区西部・ 区西北部 ブロック	新宿区 中野区 杉並区 豊島区 北区 板橋区 練馬区	地方独立行政法人 東京都立病院機構 東京都立豊島病院
4	区南部・ 区西南部 ブロック	品川区 大田区 目黒区 世田谷区 渋谷区	地方独立行政法人 東京都立病院機構 東京都立荏原病院 自衛隊中央病院
5	西多摩 ブロック	青梅市 福生市 羽村市 あきる野市 瑞穂町 日の出町 檜原村 奥多摩町	市立青梅総合医療センター
6	南多摩 ブロック	八王子市 町田市 日野市 多摩市 稲城市	東京医科大学 八王子医療センター
7	多摩立川 ブロック	立川市 昭島市 国分寺市 国立市 東大和市 武蔵村山市	国家公務員共済組合連合会 立川病院
8	多摩府中 ブロック	武蔵野市 三鷹市 府中市 調布市 小金井市 狛江市	日本赤十字社東京都支部 武蔵野赤十字病院 地方独立行政法人 東京都立病院機構 多摩総合医療センター
9	多摩小平 ブロック	小平市 東村山市 清瀬市 東久留米市 西東京市	公立昭和病院
10	島しょ ブロック	大島町 利島村 新島村 神津島村 三宅村 御蔵島村 八丈町 青ヶ島村 小笠原村	国民健康保険 町立八丈病院